

亀山市告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成27年11月26日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 31169
- 3 路線名 管内線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
管内町字樺野1560番地先から管内町字樺野1559番1地先まで	旧	30.52	最小	2.49
			最大	4.00
	新	30.52	最小	3.52
			最大	4.00